

## 特別免許状を申請する場合の必要書類

(教育職員免許法第5条第2項、第3項の規定による申請)

1 特別免許状は、教育職員に任命又は雇用しようとする者(以下「任命権者等」という。)が、学校教育の効果的な実施に特に必要がある場合に、任命権者(雇用者)の推薦に基づき申請するものです。

2 申請書類を審査し、特別免許状検定協議会において意見の聴取を経たうえで、教育職員検定に合格した者に特別免許状を授与します。

3 申請する免許状(校種・教科)ごとに、それぞれ次のとおり申請書類を作成してください。

申請書類名	摘要
基礎資格	①教育職員検定及び教育職員免許状授与申請書 ○別記第2号様式(細一様式2) ・外国籍の方の氏名・本籍は、在留カードに則って記入してください。
	②基礎資格を有する旨の証明書 ○学校の卒業又は修了の証明書等 ・外国の学校である場合は、日本語訳を作成し添付すること(外国語の文面がある場合は、以下全ての書類に同様に日本語訳を作成し添付すること。)
人物	①人物に関する証明書 ○別記第3号様式(細一様式3)(※証明年月日の有効期限3ヶ月) 証明者は次のとおりです。 ・現在、道立学校に勤務している場合：校長 ・現在、市町村立学校に勤務している場合：市町村教育委員会教育長 ・現在、私立学校に勤務している場合：学校法人の理事長 ・現在、大学附置の国立学校に勤務している場合：大学の学長 ・現在、上記以外の職場で勤務している場合：職場の長
	②その他必要と認める場合 免許状の学校種や教科により必要な場合 ・原則として提出された書面により審査を進めますが、必要に応じて本人の申立書等を追加で求めるほか、自己アピール文・学校教育に関する小論文の作成や、面接等を求めることがあります。
学力及び実務	①実務に関する証明書 ○別記第3号様式の2(規一様式3の2) 証明者は次のとおりです。 ・道立学校に勤務していた場合：校長 ・市町村立学校に勤務していた場合：市町村教育委員会教育長 ・私立学校に勤務していた場合：学校法人の理事長 ・大学附置の国立学校に勤務していた場合：大学の学長 ・上記以外の職場で勤務していた場合：職場の長 ※別紙4「特別免許状の授与に係る教育職員検定の取り扱い」内「学力及び実務」欄の要件が確認できるように作成してください。
	②公的資格等を証明する書類 (例 看護師免許証) ・資格証等の写しを提出する場合は、裏表をコピーし、余白に申請者本人が原本証明を行ってください。 記載例 「この写しは、原本と相違ありません。」 令和 年 月 日 氏 名
	③各種競技会、展覧会受賞等を証明する書類 免許状の学校種や教科に関連する受賞歴等がある場合は、その写し等を添付してください。
	④履歴書 ○別記第5号様式(細一様式5) ・学歴、職歴が他の添付書類に合致するよう注意してください。 ・「賞罰」や「身上等に関する事項」欄について、記入する事項がなければ「なし」と記入してください。
	⑤学業成績証明書 申請する免許状(校種・教科)に関する学校等の成績証明書等。 ・上記基礎資格②に係る成績証明書は必ず添付してください。 ・外国語の文面である場合は、日本語訳を作成し添付してください。
	⑥その他必要とする専門的な知識経験又は技能を有する旨の証明書 免許状の学校種や教科に関連するものがある場合は、その写し等を添付してください。

申請書類名	摘 要
身体 身体に関する証明書	<p>○別記第4号様式(細一様式4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明年月日の有効期限1年</li> <li>・病院で健診を受け、病院名と医師名が記載されるよう証明を受けてください。</li> </ul> <p>○既に学校の教職員として勤務している場合には、「定期職員健康診断の写し」又は「人間ドック受診結果通知書の写し」をもって代えることができます。</p> <p>これから学校で採用見込みの場合には、「採用時健康診断書の写し」をもって代えることもできます。</p> <p>「定期職員健康診断の写し」、「人間ドック受診結果通知書の写し」、「採用時健康診断書の写し」を提出する場合、写しの余白に、所属長が原本証明を行ってください。</p> <p>(例)「この写しは、原本と相違ありません。」</p> <p>令和 年 月 日 証明者職氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">職印</span></p> <p>※なお、これらの書類に「異常あり」、「要再検」、「要精検」、「通院投薬中」等の記載がある場合には、別途、所属長による「通常業務に支障がない」旨の証明が必要です(様式任意)。</p>
任命権者又は雇用者による授与候補者の推薦書	<p>○別記第6号様式</p> <p>別紙5「任命者又は雇用者による授与候補者の『推薦書』作成に当たって」に記載されている、1～3の観点を満たすよう作成してください。</p> <p>推薦者は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道立学校の教員等として勤務予定：校長 (ただし、教員採用候補者選考検査に合格・登録した場合は道教委で作成)</li> <li>・市町村立学校の教員等として勤務予定：市町村教育委員会教育長</li> <li>・私立学校の教員等として勤務予定：学校法人の理事長</li> <li>・大学附置の国立学校教員等として勤務予定：大学の学長</li> </ul>
社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見の確認	<p>○①授与候補者が提出する推薦書(上記「任命権者又は雇用者による授与候補者の推薦書」以外に1通以上)及び②本人の申請(志願)理由書</p> <p>○様式任意。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見は、次の①及び②の方法により確認します。</p> <p>① 授与候補者が提出した推薦(勤務予定校以外の日本の学校における学校活動実績(臨時免許状又は特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている場合、特別非常勤講師としての活動のほか、学習指導員等の活動も含む。)や学校外の活動における児童生徒への学習活動の支援実績がある場合には、当該校の設置法人の役員や校長等管理職等による推薦を含むことが望ましい。)の内容評価</p> <p>② 本人の申請(志願)理由</p> </div>
手数料 北海道収入証紙 <1件 5,000円>	<p>○「北海道収入証紙」を「教育職員検定及び教育職員免許状授与申請書」の右上所定の貼付箇所に、重ならないように貼ってください。</p>
(備考) ○証明書の氏名、本籍地(都道府県名)が異なる場合は、変更の経緯がわかる戸籍抄本を添付してください。 ○外国籍の方は、在留カードの写し(両面)を添付してください。	

#### 4 基礎資格等

教育職員免許法第5条第1項の各号に該当する者(次の(1)～(6)に該当する者)には、教育職員免許状を授与することができません(欠格事項)。

(1) 18歳未満の者

(2) 高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む)

ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く

※外国の学歴のある者は、日本の高等学校以上に相当するものであるか道教委において確認します。

- (3) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (4) 免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (5) 免許状の取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 5 その他の留意事項

- (1) 署名又は記名押印は、宣誓事項を確認の上、楷書体により正確に氏名を署名又は記名押印してください。
- (2) 「免許状の種類」及び「教科」の欄は、省略した名称では記入しないでください。

記載例	中学校教諭特別免許状	高等学校教諭特別免許状
	外国語（英語）	看護
- (3) 北海道収入証紙は道内の銀行、農協等で取り扱っています。  
購入できない地域の方についてのみ、相当額の現金又は郵便小為替を書留で送付してください。  
(北海道以外の収入証紙、郵便切手は使用できません。)